

5-99 旅客自動車運送事業用自動車

5-99-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5-2から5-93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。（保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係）

- ① 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- ② 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- ③ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ270mm以上開放できる構造のものであること。

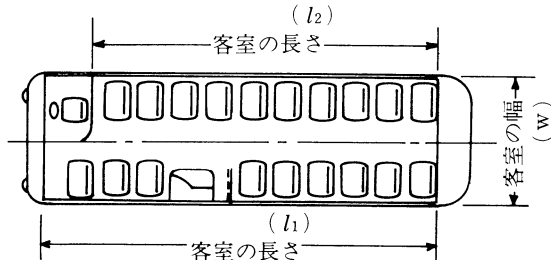
(2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第233条第2項関係）

- ① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。）1㎡あたり5W（蛍光灯の場合にあっては2W）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



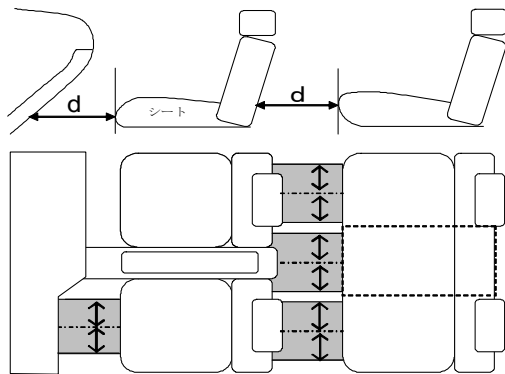
- ② 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行が300mm以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行が300mm（次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。
- ③ (3)の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。
- ④ (3)の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が3m以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。この場合において、ブザその他の連絡装置は、2箇所に乗降口があつて

2名の車掌が乗車するような場合にあっては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであってもよい。

- ⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。
- (3) 乗車定員 11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。以下「ワンマンバス」という。）は、(1)及び(2)の規定によるほか、別添 10「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。
- (4) 乗車定員 10人以下の旅客自動車運送事業自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第 233 条第 4 項関係）
- ① 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm（当該座席が前方の座席と向い合っているものにあつては、400mm）以上であること。
 - ② 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。
 - ③ 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、5-38の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。
- (5) (4)①に規定する間げきは、座席の中央部から左右 190 mmの間（補助座席にあつては左右 150 mmの間。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。（細目告示第 233 条第 5 項関係）
- ① リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度）まで倒した状態
 - ② スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

(例)座席の間げき

d:間げき



5-99-2 欠番

5-99-3 欠番

5-99-4 適用関係の整理

4-99-4の規定を適用する。